

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療に関する市町村事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する市町村事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月27日条例第29号)等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課徴収管理、医療給付に関する申請及び届け出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。 なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 資格管理業務 ①住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合で審査・決定をした住民に、被保険者証等を交付する。 ②広域連合に住民基本台帳情報等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定、審査及び決定した住民に被保険者証等を交付する。 ③被保険者資格管理のための適用除外認定、住所地特例者等の被保険者情報等を広域連合に送付する。 2. 賦課・徴収管理業務 ①広域連合に所得情報等を送付し、広域連合が賦課計算及び決定した保険料について、住民に賦課決定通知書を送付する。 ②保険料に関する徴収方法及び納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施し、普通徴収の場合は、住民に納付書を送付する。 ③保険料の収納管理のための納付状況、滞納処分等に関する情報を広域連合に送付する。 ④公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務(保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する。 3. 給付業務 ①住民からの申請のあった次の届出を受け付けをする。 ・高額療養費支給申請受付 ・高額療養費(外来年間合算)支給申請受付 ・葬祭費支給申請受付 ・療養費支給申請受付 ・高額介護合算療養費支給申請受付 ②住民からの申請のあった次の申請を受け付け、広域連合で認定された住民に認定証を交付する。 ・限度額適用・標準負担額減額認定証申請受付及び証交付 ・限度額適用認定証申請受付及び証交付 ・特定疾病病認定申請受付及び証交付
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名システム 6. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療資格ファイル (2)後期高齢者医療賦課ファイル (3)後期高齢者医療給付ファイル (4)後期高齢者医療収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二(第82、83項) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条の2の2 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項、第9条 2. 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号 別表第二(第80及び83項) ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 国保年金課 財政部 収納課
②所属長の役職名	国保年金課長 収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 後期高齢者医療係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokikorei@city.tsugaru.aomori.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.aomori.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 後期高齢者医療係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokikorei@city.tsugaru.aomori.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.aomori.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

[illegible]